生徒心得

本校生徒は本校学則第２２条により学校で決められた次の生徒心得を守り、各自が愛校の精神に満ち、学習に励み、礼儀・規律を重んじ、良心と常識に従い、自主的な高校生活を送るよう努める。

１ 通学

生徒は交通法規をよく守り、他の交通機関に充分注意して安全な通学ができるように心がけなければならない。

（１）始業時刻５分前までに登校し、所定の時刻までに下校すること。
（２）登下校の際は、定められた制服を着用しなければならない。
（３）自転車を使用して通学する場合には、「４ 自転車通学について」に従うこと。
（４）自動二輪車等による通学は特別な事情がない限り、禁止する。

２ 校内生活

（１）団体生活の秩序を尊重し、互いに協力して、よい学習環境を作るように努めること。
（２）学校施設・校具・備品等公共物は大切に扱い、もし破損させたときは直ちに担任又は係の教師に届け出ること。
（３）火器の取り扱いは原則として禁止する。
（４）所持品には記名し、保管には充分注意すること。
（５）貴重品の保管には充分注意する。物品の盗難、紛失又は拾得した場合には、学級担任又は係の教師に届け出ること。
（６）登校後は学級担任の許可なくして校外に出ない。但し、やむを得ない事情がある場合は、学級担任に許可を得ること。
（７）欠席・遅刻をする場合は、学校へ連絡すること。(原則として保護者より)
（８）遅刻して教室に入るときは教師の許可を受けること。
（９）早退・欠課をする場合は学級担任の許可を受けること。
(10) 校内の集金、並びに掲示物・雑誌・パンフレット等の配布や掲示をする場合は関係教師の許可を受けること。
(11) 学校の施設・校具・備品等を使用する場合は関係教師の許可を受けること。
(12) スマートフォン等の使用は学校の活動に支障のないようにすること。詳細は「５ 携帯電話・スマートフォン等使用について」を参照すること。

３ 校外生活

（１）校外においては、特に服装・言動に注意して行動すること。
（２）飲酒、喫煙、薬物の乱用、その他法に触れる行為をしてはならない。
（３）学割を利用しての旅行を予定する場合は、学割証交付願を提出すること。
（４）生徒の品位を損なうような場所に出入りしないこと。
（５）夜間の外出はできるだけ避けること。やむを得ない場合は必ず保護者の承諾を受けること。
（６）外泊については保護者の了解を得ること。
（７）アルバイトに従事する場合は、保護者より学校へ届け出ること。
（８）自動二輪車、普通乗用車等の運転免許の取得に関する手続き等については別に定める。

４ 自転車通学について

（１）乗車時は交通規則やマナーを遵守し、傘差し運転、二人乗り、並列走行などは絶対にしないこと。
（２）無理な横断をしないこと。
（３）所定の駐輪場に駐輪すること。
（４）必ず自転車通学届を提出し、自転車通学ステッカーを貼ること。
（５）最寄り駅から利用する生徒は、駅に自転車置き場を確保し、絶対に放置しないこと。

5 携帯電話・スマートフォン等使用について

校内で携帯電話、スマートフォンを使用する場合、一般的なマナーはもちろん、以下の規則に従って使用すること。

（1）本人の了承を得ず他人の写真や動画を撮影することや、個人情報をネットに掲載すること、ＳＮＳ等での誹謗中傷は絶対にしないこと。
（2）休み時間、放課後に限り携帯電話、スマートフォンの使用を認める。
（3）授業中及び定期考査中は使用しない。電源を切り、ロッカーまたはバッグの中に閉まっておくこと。朝や帰りの SHR 時も同様とする。
（4）学校の電源を用いて、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機等の充電をしないこと。
（5）携帯電話、スマートフォンの管理は貴重品と同様、各自の自己責任とする。

6 服装・頭髪規定

服装は質素・端正で清潔な正規の服装を用いること。やむを得ず異装する場合は許可を受けること。

※印については、別に細かい規定を定めるので確認すること。

ブレザー	・本校指定のものを着用する ・５月から１０月までの期間はブレザーを着用しなくてもよい
シャツ	本校指定のものを着用する
ネクタイ	本校指定のものを着用する ・５月から１０月までの期間はネクタイを着用しなくてもよい
ポロシャツ	本校指定のものを着用する。期間は５月から１０月までとする ※ブレザーを着用する場合は、ポロシャツではなくワイシャツを着用すること
スラックス スカート	本校指定のものを着用する、スカート、スラックス着用は各自の判断とする スカート丈は膝にかかる程度とし、丈の加工をしてはならない
ベスト セーター	本校指定のもののみを着用可とする
サマーベスト	指定のもののみを着用可とする
コート※	無地・単色で華美でないものを着用することができる
靴下※	靴下及びストッキングは無地で派手でないものとする
靴※	黒または茶の革靴、または運動靴を着用する
上履き	本校指定のものを着用する
頭髪※	・清潔にし、染色・脱色・エクステンション・アイロン・剃り込み等みだりに加工しない ・ドライヤー、アイロン等で傷んで赤くなった場合も加工とみなす
化粧※	一切禁止とする
装飾品	一切禁止とする

自動二輪車等の免許取得に関する規程

平成 30 年 9 月 25 日付 教生指第 299-3 号 通知「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導について」に基づき、「原動機付自転車及び自動二輪車」（以下「自動二輪車等」という。）の運転免許取得等についての手続きを定めたものである。自動二輪車等運転免許取得希望者は保護者とよく相談したうえで各種届出等の手続きを行うこと。

（１）自動二輪車等の運転免許の取得に関する手続き

① 自動二輪車等の運転免許の取得を必要とする生徒は、本人及び保護者の連名による「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」（様式１）を校長宛に提出すること。

② 学校は当該生徒及び保護者と面談等を行い、免許取得理由等を確認した後に、「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」に収受印を押して、生徒に交付するものとする。

③ 生徒は、「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」を受理後、自動二輪車等の免許を取得すること

④ 生徒は、自動二輪車等の免許を取得後、速やかに「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」に運転免許の写しを添付して、校長宛に提出すること。

（２）購入等に関する手続き

原動機付自転車、自動二輪車を購入等により取得した生徒は、「購入等報告書」（様式２または様式３）を校長宛に提出すること。

（３）運転に関する手続き

原動機付自転車、自動二輪車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「運転誓約書」（様式４または様式５）を校長宛に提出すること。

（４）交通安全講習受講

運転免許を取得した生徒は、県教育委員会等が主催する自動二輪車等の交通安全講習を受講すること。

（５）自動二輪車等の同乗の禁止

自動二輪車等を運転する生徒は、初心運転期間を終了しても他者を同乗させてはならない。また、運転をしない生徒も、他の生徒が運転する自動二輪車等に同乗してはならない。

（６）自動二輪車等による通学

① 自動二輪車等による通学は禁止する。しかし、次のいずれかの場合に限り校長が許可することがある。通学に使用できる自動二輪車等は、原則、原動機付自転車とする。

ｱ. 通学に関し、利用しうる適当な交通機関がなく、かつ、遠距離のため自転車通学が困難である場合

ｲ. その他特に校長が必要と認める場合

② 通学に関する手続き

ｱ. 原動機付自転車で通学する必要がある生徒は、年度毎に、本人及び保護者の連名による「原動機付自転車通学許可願」（様式６）を校長宛に提出する。

ｲ. 校長は、「原動機付自転車通学許可願」を審査のうえ、許可する場合は、「原動機付自転車通学許可書」（様式７）を交付する。

ｳ. 上記手続きを経て、生徒が運転する自動二輪車等には、別に定める統一許可証を常時貼付するものとする。

（７）その他

上記の規定に反した場合は、学校の指導措置に従うものとする。

付則

この規定は令和８年４月１日から施行する。

普通自動車・準中型自動車運転免許取得に関する規程

（１）原則として第３学年で欠点がなく、進路先の決定している生徒に許可する。
（２）１１月１日より自動車教習所への入所を許可する。
（３）進路先未定の生徒及び欠点を所有している生徒については、自動車教習所への入所を許可するかどうかを面談等を行い、決定する。
（４）教習所への通学は放課後、土日、祝日として、授業を始めとする学校生活に影響がないよう注意すること。
（５）自動車等の運転免許の取得に関する手続き
　① 自動車等の運転免許の取得を必要とする生徒は、本人及び保護者の連名による「自動車運転免許取得届・取得報告書」（様式１）を校長宛に提出すること。
　② 学校は、免許取得理由、取得条件を満たしているか等を確認した後に、「自動車運転免許取得届・取得報告書」に収受印を押して、生徒に交付するものとする。
　③ 生徒は、「自動車運転免許取得届・取得報告書」を受理後、教習所に入所し、免許を取得すること。
　④ 生徒は、自動車等の運転免許を取得後、速やかに「自動車運転免許取得届・取得報告書」に運転免許の写しを添付して、校長宛に提出すること。
　⑤ 上記（４）の場合は、上記アの後に面談を受けなければならない。
（６）購入等に関する手続き
　自動車を購入等により取得した生徒は、「自動車購入報告書」（様式２）に「自動車検査証」「自動車賠償損害責任保険証明書」「任意保険に関する保険証書」の写しを添付して校長宛に提出すること。
（７）運転に関する手続き
　自動車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「自動車運転誓約書」（様式３）を校長宛に提出すること。
（８）その他
　上記の規定に反した場合は、学校の指導措置に従うものとする。

付則
この規定は令和８年４月１日から施行する。